

令和3年第3回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和3年3月29日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和3年3月29日	午前10時00分
	閉 会	令和3年3月29日	午後0時46分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	真 部 卓 也	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	〃	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

6 番	真 部 卓 也	10 番	崎 浜 秀 昭
-----	---------	------	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	教 育 長	知 念 正 昭
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 任 主 事	仲宗根 農
---------	-------	---------	-------

議 事 日 程

3月29日（月） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		仮議席の指定
2	選挙第1号	議長の選挙

追 加 議 事 日 程

3月29日（月） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
追加1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	選挙第2号	副議長の選挙
4		議席の指定
5		常任委員の選任
6		議長の常任委員の辞任
7	決議第1号	議会広報調査特別委員会設置に関する決議
8	選挙第3号	本部町・今帰仁村消防組合議会議員の選挙
9	選挙第4号	本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員の選挙

日程番号	議案番号	件名
10	選挙第5号	沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙
11	選挙第6号	沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
12		議会運営委員の選任
13		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出
14	報告第12号	専決処分の報告について（町営住宅嘉津宇団地新築工事〈建築〉） （報告）
15	議案第28号	本部町課設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について （議案説明・審議・採決）
16	議案第29号	本部町産業支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について （議案説明・審議・採決）
17	議案第30号	本部町監査委員の選任同意について （議案説明・審議・採決）

○ 議会事務局長 宮城 健 おはようございます。議会事務局長の宮城です。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長議員の仲程 清議員をご紹介します。

(年長の議員 仲程 清議員、議長席に着く)

○ 臨時議長 仲程 清 皆さんおはようございます。新人が最年長ということで、ほかには例を見ないことだと思いますが、法の定めでございますので、お許しをいただいて進行させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。あとは事務局のシナリオ通りに進行させていただきます。

ただいま紹介されました仲程 清でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから令和3年第3回本部町議会臨時会を開会します。 開 会 (午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2. 選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は14人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に仮議席1番 真部卓也議員及び仮議席2番 崎浜秀昭議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

(投票用紙配布)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席順に1番から順次投票願います。

(投 票)

投票漏れはありませんか。

(な し)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。真部卓也議員及び崎浜秀昭議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。投票総数14票、有効投票12票、無効投票2票。有効投票のうち、松川秀清議員8票、喜納政樹議員4票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって松川秀清議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

ただいま議長に当選されました松川秀清議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

松川秀清議員、議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○ **議長 松川秀清** おはようございます。議員の皆さん、この栄えある本部町議会議長に推挙いただきまして、心から感謝を申し上げますとともに、責任の重大さを痛感しております。

私は、議会運営に関しましては、公正公平に、全力を尽くしてまいります。そして本町のさらなる発展のために頑張っていく決意をいたしております。今後とも皆様のご協力を心からお願い申し上げます。

○ **臨時議長 仲程 清** 議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

しばらく休憩します。

休 憩 (午前10時19分)

○ **議長 松川秀清** 再開します。

再 開 (午前10時23分)

本日の追加議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

追加日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって仮議席1番 真部卓也議員及び仮議席2番 崎浜秀昭議員を指名します。

追加日程第2. 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって会期は、本日限りの1日間と決定しました。

追加日程第3. 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は14人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に仮議席3番 比嘉由具議員及び仮議席5番 松田大輔議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なし)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席順に1番から順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なし)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。仮議席3番 比嘉由具議員及び仮議席5番 松田大輔議員の立会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。投票総数14票、有効投票8票、無効投票6票です。有効投票のうち、具志堅 勉議員8票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって具志堅 勉議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

ただいま副議長に当選されました具志堅 勉議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

具志堅 勉議員、副議長の当選承諾及び挨拶をお願いします。

○ 副議長 具志堅 勉 皆さんおはようございます。本日より4年間、私副議長として松川議長を支えながら、皆さんとともに本部町発展のために寄与することを誓います。共に頑張りましょう。ひとつよろしくをお願いします。

○ 議長 松川秀清 追加日程第4. 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指名します。

(議席番号・氏名朗読)

1番 仲程 清議員、2番 長濱 功議員、3番 山川 竜議員、5番 松田大輔議員、6番

真部卓也議員、7番 伊良波 勤議員、8番 具志堅正英議員、9番 仲宗根須磨子議員、10番 崎浜秀昭議員、11番 比嘉由具議員、12番 座間味栄純議員、13番 喜納政樹議員、14番 具志堅 勉議員、15番 松川秀清議員。

ただいま申し上げましたとおり議席を指定します。

暫時休憩します。

休 憩（午前10時39分）

（休憩中に席の移動を行う）

再開します。

再 開（午前10時52分）

追加日程第5．常任委員の選任を行います。

お諮りします。各常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が指名します。

総務文教常任委員に、松田大輔議員、山川 竜議員、喜納政樹議員、具志堅 勉議員、仲宗根須磨子議員、崎浜秀昭議員、松川秀清議員。以上7人です。

産業建設常任委員に、真部卓也議員、伊良波 勤議員、座間味栄純議員、長濱 功議員、具志堅正英議員、比嘉由具議員、仲程 清議員。以上7人を指名します。

お諮りします。ただいまの指名のとおり各常任委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがってただいまの指名のとおり、各常任委員に選任することに決定しました。

議事交代のため休憩します。

休 憩（午前10時54分）

○ 副議長 具志堅 勉 再開します。

再 開（午前10時55分）

議長に代わりまして、副議長で議事を進めます。

追加日程第6．議長の常任委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、松川秀清議長の退場を求めます。

（松川秀清議長退場）

松川秀清議長からその職責上の理由によって、常任委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって松川秀清議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩（午前10時56分）

（松川秀清議長入場）

○ 議長 松川秀清 再開します。

再 開（午前10時57分）

これから各常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

休憩します。

休 憩（午前10時57分）

再開します。

再 開（午前11時09分）

これから諸般の報告をします。

休憩中に、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

総務文教常任委員長に崎浜秀昭議員、副委員長に松田大輔議員。産業建設常任委員長に伊良波勤議員、副委員長に真部卓也議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第7．決議第1号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 決議第1号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。令和3年3月29日、本部町議会議長 松川秀清殿。提出者、本部町議会議員 崎浜秀昭。賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。同じく賛成者、本部町議会議員 具志堅 勉。

議会広報調査特別委員会設置に関する決議。次のとおり、議会広報調査特別委員会を設置するものとする。記、1、名称、議会広報調査特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。3、目的、議会広報の編集及び発行に関する調査。4、委員の定数、5人。5、委員の任期、議員の任期中。6、調査期限、調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

提案理由、議会広報は議会と住民を結ぶかけ橋であり、議会の審議・活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っている。この議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため、議会広報調査特別委員会を設置する。令和3年3月29日、本部町議会。以上です。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。

討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

これから決議第1号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議を採決します。

お諮りします。崎浜秀昭議員外2人から提出されました決議第1号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって崎浜秀昭議員外2人から提出されました議会広報調査特別委員会設置に関する決議は、可決されました。

ただいま設置されました議会広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条

第4項の規定によって、議長において指名します。

議会広報調査特別委員会の委員に、松田大輔議員、山川 竜議員、具志堅正英議員、仲宗根須磨子議員、崎浜秀昭議員、以上5人を指名します。

お諮りします。ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました5人の議員が議会広報調査特別委員会の委員に決定しました。

これより議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

休 憩 (午前11時16分)

再開します。

再 開 (午前11時23分)

これから諸般の報告をします。

休憩中に、議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に仲宗根須磨子議員、副委員長に山川 竜議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第8．選挙第3号 本部町・今帰仁村消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

本部町・今帰仁村消防組合議会議員に松田大輔議員、真部卓也議員、崎浜秀昭議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました松田大輔議員、真部卓也議員、崎浜秀昭議員を本部町・今帰仁村消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました松田大輔議員、真部卓也議員、崎浜秀昭議員が本部町・今帰仁村消防組合議会議員に当選されました。

ただいま本部町・今帰仁村消防組合議会議員に当選されました松田大輔議員、真部卓也議員、崎浜秀昭議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第9．選挙第4号 本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員に伊良波 勤議員、具志堅 勉議員、座間味栄純議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました伊良波 勤議員、具志堅 勉議員、座間味栄純議員を本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました伊良波 勤議員、具志堅 勉議員、座間味栄純議員が本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいま本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員に当選されました伊良波 勤議員、具志堅 勉議員、座間味栄純議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第10. 選挙第5号 沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に、松田大輔議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました松田大輔議員が、沖縄県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました松田大輔議員が、沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

ただいま沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました松田大輔議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第11. 選挙第6号 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に、具志堅正英議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました具志堅正英議員が、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました具志堅正英議員が、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました具志堅正英議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第12. 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が指名します。

議会運営委員に真部卓也議員、伊良波 勤議員、喜納政樹議員、具志堅 勉議員、座間味栄純議員、仲程 清議員、以上の6名を指名します。

お諮りします。ただいまの議長指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいまの指名のとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

これより議会運営委員長及び副委員長を互選していただきます。

休憩します。

休 憩 (午前11時44分)

再開します。

再 開 (午前11時53分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告をします。

休憩中に、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に座間味栄純議員、副委員長に仲程 清議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

なお、北部広域市町村圏事務組合議会議員は、規約によって議長が当組合議会議員となっておりますので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第13. 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

休憩します。

休 憩 (午前11時56分)

再開します。

再 開 (午前11時57分)

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会です。町長に、ご挨拶をお願いします。町長。

○ **町長 平良武康** 皆さんこんにちは。去る2月28日に町議会議員の選挙がございました。見事に当選されました皆様方、改めておめでとうございます。また、本日は第1回目の議会、初議会でございます。滞りなく議長、副議長、そして各常任委員の皆さんも張りつけが進行いたしまして、執行機関としてもとても喜ばしく思います。

さて、現下の情勢でございますけれども、皆さんご承知のとおり、コロナ禍のトンネルの真ただ中にあるんだろうと見ております。人類とコロナウイルスとの、ある意味では闘いの真ただ中にあるんだろうと考えております。このままの状況が推移すると世界恐慌が起こるかもしれない。同時にまた、我が町についても経済がとても痛んでいる状況でございます。そういったまさに時代の転換期にあるんだろうと考えております。このような時期だからこそ、議会議決機関と執行機関と両輪のごとく一緒になって、一体感を持ってこの町の未来を切り拓いていかなければいけないときではないだろうか、まさにこのことを今、この場に立って考えているところであります。当然ですけれども、議会の議決機関という立場と、そして私ども執行機関と、その立場の中でお互いに思い思いにアイデアを出し合い、そして議論を深める中でより活力のある町、そして同時にまた、より経済だけじゃなくして、心豊かな町を築き上げることができるんだろうとこのように思っております。

どうぞや、これから4年間の間、お互いにこの場で町の未来をつくっていくための議論を深めていきたいと思っておりますので、改めてよろしく願いいたします。お互いがこの町の政治のトッパーリーダーになりますので、お互いに町民の幸せのために頑張りましょう。挨拶に替えます。

○ **議長 松川秀清** 町長ありがとうございました。

追加日程第14. 報告第12号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について、提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 令和3年第3回本部町議会臨時会におきまして、1件の報告と3件の議案

を提出してございます。その内訳は、専決処分の報告が1件、条例の一部改正の議案が2件、監査委員の選任同意の議案が1件となっております。

説明に当たりましては、教育長並びに担当課長が説明を行いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** お配りしております報告第12号をご覧ください。

報告第12号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第8回本部町議会で議案第52号をもって議決をされた、町営住宅嘉津宇団地新築工事（建築）工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和3年3月29日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。次のページが専決処分書でございます。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、町営住宅嘉津宇団地新築工事（建築）について、契約金額を「1億285万円」を「1億371万9,000円」に変更し改定契約を締結する。86万9,000円の増額改定でございます。こちらは宇嘉津宇に建築を進めております子育て世代向けの町営住宅でございます。6戸、6世帯分を新築しているところであります。変更箇所の説明をいたします。

次のページ、変更箇所の対照表をご覧ください。上から3段目が主な変更でございまして、木工事、下地床合板張りで、原設計が10.1平米に対しまして、変更が242.1平米でございまして、こちらは合板を張るものでございます。後ほど説明いたします。こちらが増になったことによりまして、約107万円増額になっております。それ以外に監督事務所が縮小されたこと、あるいは仮囲いが現地において減額になったこと等によりまして、プラスマイナスございますが、86万9,000円の増額の改定でございます。

最後のページをお願いいたします。断面図でございますが、赤い部分、床材でございますけれども、当初は角材の床組みの上に直接フローリング材を張りつけるという計画でございましたが、その角材とフローリング材の間に合板、ベニヤでございまして、12ミリの合板を挟みます。そのことによってゆがみの防止、そして防音効果、床材の耐久性がアップするというので今回この分を追加しているものでございます。以上、説明を終わります。

○ **議長 崎浜秀進** 質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第12号 専決処分の報告についてを終わります。

追加日程第15. 議案第28号 本部町課設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第28号を説明いたします。

本部町課設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町課設置

条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和3年3月29日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、住民の利便性の向上を目的に、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する必要があることから、分掌事務の見直しを図る。よって、本部町課設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

今回、課の事務分掌を移す、総務の事務分掌を企画商工観光課に移すものでございます。

詳細につきましては、3枚目の新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表、横の表でございます。右が現行、左が改正案でございます。右側の現行の上から5段目に総務課とあります。総務課の事務分掌が1号から13号まで書かれておりますが、(8)の8号、下線を引いておりますIT推進及びセキュリティに関すること。こちらを企画商工観光に移行いたします。左側の改正案の中段から若干下のほうに企画商工観光課とございます。その(6)、6号の中にデジタル化の推進及びセキュリティに関することということで移しております。現在、企画商工観光課にはクルーズ船受入推進班がございしますが、コロナの影響の中でクルーズ船が現在入れない状態でありまして、そちらの名称を変更いたします。「クルーズ船受入推進班」を「デジタル広報班」に名称を変更いたします。9月1日からデジタル庁の創設が、現在、国のほうで動きがありますので、その対策に迅速に対応するためにデジタル広報班を設置いたします。それに伴いまして、総務課で現行見ておりますIT推進、デジタルに係る推進業務を企画商工観光課に移行しまして、デジタル向けの強化、そしてデジタルに関する広報の強化等に取り組むものでございます。こちらは令和3年4月1日からの施行でございます。以上、説明を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第28号 本部町課設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第28号 本部町課設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

追加日程第16. 議案第29号 本部町産業支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号 本部町産業支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町産業支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和3年3月29日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、本部町産業支援センターの指定管理について、指定管理者の期間満了を迎えたため、町で管理をすることとなった。そのため条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。2ページ、3ページ、4ページが新旧対照表となっております。説明は1ページのほうで行いたいと思います。本部町産業支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。本部町産業支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。第4条の見出し中「指定管理者による施設の管理」を「施設の管理」に改める。第4条中「行わせるものとする。」を「行わせることができる。」に改める。第7条、第8条、第9条、第10条、第13条、第15条及び第16条中「指定管理者」を「町長又は指定管理者」に改める。第12条の見出し中「指定管理者の業務の範囲」を「業務の範囲」に改める。第13条の別表を次のように改める。別表第1、使用時間、区分、研修ホール、午前9時から13時、町内1,000円、町外2,000円、午後13時から19時、町内1,500円、町外3,000円、全日9時から19時、町内2,500円、町外5,000円、冷房使用料として1時間につき1,000円、共同実験室、午前9時から13時、1,500円から3,000円、午後2,000円から4,000円、全日3,500円から7,000円、冷房使用料として500円。第13条の別表を第1の次に次の表を加える。別表第2（第13条関係）、用途、店舗等使用料、金額（1平方メートルにつき）、月額650円。第13条を次のように改める。センターの使用料は、別表第1及び第2表のとおりとし、その他特別な理由があると認めるときは別に定める。第15条中「収受させるものとする。」を「収受するものとする。」に改める。附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

4ページの新旧対照表をご覧ください。右が現行で、左が変更、右の現行のほう、別表第13条関係ということで、研修ホール、共同実験室はそのままさっきのとおりであります。試食・団欒室、コンピューター室、会議室については、試食・団欒室のほうが現在商工会が入っている場所です。コンピューター室と会議室については現在入っているかりゆし市場で、その部分を削除ということでもあります。説明は以上です。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 3点ぐらいお伺いしたいんですけども、この店舗使用料、月額1平方メートルにつき650円とありますが、この店舗は何店舗入っているのか。それからこのテナント料、各テナントによって坪数も変わると思うんですけども、そのテナントによって違うのか。それとこの産業支援センターが建てられたときの事業目的は何であったのか。この3点についてお伺いします。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 8番、具志堅議員にご説明いたします。

現在の店舗数ですけれども、1階に3事業所、2階に2事業所、5つの事業所が入っております。坪数は各事業所によって異なりますが、単価的なものに関しましては、今まで商工会が契約したりしてやっていたんですが、560円を一律ということであります。あと事業目的が手元になくて……すみません、650円ですね。申し訳ない。目的、センターは、町民の自主的な産業おこしを助成、支援する拠点として情報収集提供及び特産品開発、販路拡大、人材育成等を支援することを目標に総合的、有機的体制で官民一体となって地域経済基盤の強化を図るために設置されております。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この各事業者ごとの店舗使用料というのは分からないですか。事業者名と、事業者名が出せないのでしたら、A社、B社とかでも構いませんが、広さとテナント料、使用料。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 8番、具志堅議員にご説明いたします。

1階のほうでもとぶ牧場、月20万円、もとぶ産直、かりゆし市場が1か月10万円、観光協会が共益費も入れての5万4,000円、以上です。あと平米数については、もとぶ牧場が309平米、もとぶ産直、かりゆし市場が351平米、観光協会が57.82平米となっております。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この金額だと、さっき言った1平米につき650円というのに合わないんですが、広さとは関係ない……、何と言うんですか、売上げとかそういうものも加味しての家賃ですか。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 8番、具志堅議員にご説明いたします。

もとぶ牧場が20万円、650円ですね。あともとぶ産直が351平米あるんですけれども、地域産業や事業への貢献の減免という形で、町内農家の特産品販売を行っているということで減免しております。あと観光協会のほうについては、共益費まで合わせると5万4,000円、これは契約の中で取り決めをされていて、商工会のほうで取り決めをされていて、今現在、その5万4,000円となっております。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 現状、商工会が指定管理を受けたときの金額を述べていただきました。これから本部町が指定管理、そのまま見るとということで商工会及びFMもとぶに関してはどのようにお考えかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 14番、具志堅議員にご説明いたします。

FMもとぶ、これは当初からの協議の中で家賃は発生しないということで、現在も赤字状態でFMもとぶは大変厳しいところがあるものですから、今後も家賃が発生しないような形で行きたいと思います。今後の商工会の家賃については、今後面積を再度算定して決めていきたいと思っています。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 それでは何点かお伺いしたいんですが、提案理由の中で指定管理の期間満了を迎え、町で管理することとなったということでありましたが、産業支援センターができて、まず何年にできたか。その間、指定管理として以前の指定管理は商工会だったと思いますが、どの程度、どの期間、指定管理をなされたのかということと、あとは通常であれば町内において指定管理をこれまでやられている団体で、期間が来たらそのまま継続するというのが通常慣例的なものなんですが、今回は指定管理を延長しないということに商工会は判断したわけですが、その理由をお伺いするのと。その以前の指定管理期間4年ですか、5年ですか、3年ですか、ちょっと私も今分かりませんが、その間の収支、簡単な収入と支出、それをお答えください。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 産業支援センターができたのが平成15年、管理開始が平成16年4月1日から開始されております。商工会の管理といたしましては、平成16年4月1日から令和3年3月31日、約17年管理しております。あと商工会が管理を受けない理由ですけれども、施設の老朽化に伴う修繕の増、あと商工会職員への負担増、業務への支障が出るということで。あとコロナ禍への家賃収入が確実な収入源ではない状況であると、賃料の収入が得られない場合の金銭的負担。あと考慮した場合、商工会が無償で入居しているメリットを差し引いてもリスクのほうが大きいという判断を商工会のほうは行っております。以上です。収支のほう、大変申し訳ございません。最近の収支ですが、平成27年4月1日から平成28年3月31日、会議室の使用料とか手数料、販売機売上げの手数料、雑収入とか全部込みでいきますと、収入で415万1,332円、支出で346万6,904円。平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、収入で392万6,052円、支出で321万7,352円。平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、収入395万271円、支出392万6,348円。平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、収入336万9,765円、支出328万6,754円。平成31年4月1日から令和2年3月31日まで、収入444万4,821円、支出409万7,834円となっております。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 商工会が指定管理を延長しないというのは今説明をいただきまして、施設の老朽化や、今後、向こうは無償で入っているが、しかし、そのメリットとデメリットを取ったら指定管理を受けられないという理由がありましたが、これは向こうの持ち物は本町ですよ。修繕費などはどのような感じでなされたんですか。商工会は、今の収支の状況だと随分黒字ですよ。なぜそれがメリットにならないのか。今考えたら修繕費やその光熱水費、そこら辺はどうなっていたのかということ。あと1点、13条で今後センターの使用料は第1表、第2表のとおり

とするとありましたが、その後ろに、その他特別な理由があると認めるときは別に定めるとありますが、その理由は何ですか。その意味を教えてください。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 13番、喜納議員にご説明いたします。

修繕費等、小さいものに関しては、今収支のほうから出しております。協議の中で大型修繕が出るときにはお互い協議しようということで、町と協議の中で現在やってるところであります。あとさっきの減免の話、13条の使用料、特別な理由があると認めるときは別に定めるということでもあります、この辺はさっきも言いましたFMもとぶとか、かりゆし市場とかの減免に関しての条項であります。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 分かりました。これまで何年ですか、17年指定管理なさっていた商工会が指定管理を外れるということは、これまで当局の中でいろいろなやり取りがある中で、そういう結果が出たものだと私は判断するので、それをどうのこうの言うつもりはありません。しかし、今後は、いわゆる直営、今度我々議会がチェックする立場になるわけです。その中で町益に反するようなもの、町に負担がかかるようなものであれば、我々もしっかりと指摘しないといけないわけですね。なので、そこら辺はしっかりと今後町としても管理していただきたいと思うのと。あとはやはりこうして17年やってきた指定管理を外れるというのは、ある意味、町の団体、民間団体からメリット、デメリットというのはあちらの判断ですが、何らかの町に対しての不満や修繕や管理面での何かあったのではないかと我々も考えないといけませんので、そこら辺をしっかりと公正、公平に今後はまたやらないといけません。この減免のことについてもそうですし、入る店舗に関しましてはその平米数と単価も出ているわけですから、しっかりとそれを家賃収入として取るところは取る。減免するところは減免するというので、しっかりと町民の皆さんに知らせられるように、我々議会にも知らせていただけるようなことをしないとイケないのではないかと私は思いますが、あと1点説明と、あと町長の答弁をもらいたいんですが、じゃあ商工会、今後、そこに残ってやられると思うんですが、そこも減免を考えているのかというのを説明をいただいた後に、あとは今後の我々の、本部町の産業支援センターの運営に関して、町長の見解を求めます。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 ほとんどこれまでの経過からすると、商工会のほう指定管理として運営してきたという経過がございます。家賃の減免措置についても、我々が関与したお話ではございません。それは商工会にある意味では任されていたということがございます。要するに家賃から発生する収入でもって、その運営を全て賄ってくださいということでございます。要するに家賃収入は町の財政には入らない。それでもって運営してくださいねということでこれまで来ている。その中で赤字は発生していない。ここに来て、なぜできないと、もうそれ以上はできないというようなことについては、基本的に商工会も会の運営の基本方針が変わったのかなというよう

なことを思ったりもしますが、いずれにせよ修理、修繕もかさんでいくし、そして管理運営するのに人手もいるし、そういったリスクが発生するから今回はやめますというようなことなわけです。ですので、当然ですが、いま一度、町としてはどこをどう改善するのかといったようなことを自分たちで運営してみて、その改善点をしっかり精査しながら、対応していきたいと思っております。

なお、おおむね運営については、当初の設置目的に合ったような形で運営されているんだろうとこう考えております。いわゆる産業づくりの基盤をつくっていかうといったようなことで、そこにはまちの、いわゆる販路拡大の拠点であったり、そして販売員を置いて産物をピーアール宣伝したり、情報発信をしたり、おおむね産業づくりに対するこのことについては結構やられております。ですので設置目的についてはそんなに問題があるわけではないと思っております。そういった一つの流れがありますけれども、いずれにせよ、いま一度、町でしっかり管理をする中で当初目的というのが産業づくりの基盤なわけですから、その産業づくりに向けて、そこをしっかりと活用していくというようなことには変わりはないし、これまで以上に産業発展の拠点としてそこは活用していきたいなとこのように考えております。

なお、諸般の状況がコロナ禍の中でなかなか家賃を納めるのがきついったような部分があるのであれば、それは当然ですが、減免措置なども考えながら、入居している皆さん方がここに入居していて、しっかりと事業の継続なり、あるいはまたこの産業支援センターの当初目的が達成できるような形で、今後も入居している皆さんはしっかりと支援していきたいとこのように考えております。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 商工会の家賃の減免につきましては、今後その辺は当局と商工会と話をしながら検討していきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休 憩 (午後0時36分)

再開します。

再 開 (午後0時40分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第29号 本部町産業支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第29号 本部町産業支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

追加日程第17. 議案第30号 本部町監査委員の選任同意についてを議題とします。

比嘉由具議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退場を求めます。

(比嘉由具議員退場)

本案について提出者の説明を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 それでは議案第30号 本部町監査委員の選任同意について。下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、沖縄県国頭郡本部町字嘉津宇131番地1。氏名、比嘉由具。生年月日、昭和24年7月2日生まれ。令和3年3月29日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会議員の任期満了に伴い、新たに議会議員のうちから監査委員を選任する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

略歴書についてはお目通しください。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第30号 本部町監査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第30号 本部町監査委員の選任同意については、原案のとおり同意されました。

休憩します。

休 憩 (午後0時44分)

(比嘉由具議員入場)

再開します。

再 開 (午後0時45分)

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第3回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は、全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第3回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会（午後0時46分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会副議長 具志堅 勉

本部町議会臨時議長 仲 程 清

本部町議会議員 真 部 卓 也

本部町議会議員 崎 浜 秀 昭